

各課直通電話

総務課	☎388-1111	福祉子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	教育文化課	☎388-3231
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
健康介護課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

！ 児童扶養手当「現況届」の提出を

児童扶養手当を引き続き受給できるかを確認するため、受給者の方には、毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

この現況届の提出がない場合、8月以降の手当の支給が停止しますのでご注意ください。

○児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

【提出期限】8月31日(水)

【提出・問合先】福祉子ども課(役場1階)

！ ぎふ清流クールシェアキャンペーン

夏の暑い日の電力は半分以上がエアコンに使われています。

エアコンの使用台数を減らすためにみんなで涼しいところに集まって涼しさをシェアしてみませんか?

環境にもお財布にもやさしいクールシェアをご家族、近所、お友達と声を掛け合ってやってみましょう!

クールシェアスポットは岐阜県のWEBサイト(「岐阜県クールシェア」で検索)で確認できます。

【問合先】県環境管理課 温暖化対策係
☎272-1111(内線2694)

扇風機とエアコンを併用して快適に過ごしましょう!

エアコンの冷気を扇風機で部屋中に循環させることで体感温度(肌で感じる温度)を下げ、ていっそう涼しく感じられます。



！ 防災士の資格を取得する方に助成します

地域の防災力を高めるため、防災士の資格を取得される方に、その費用の一部を助成します。

防災士とは、NPO法人日本防災士機構が認定する資格で、自助・共助・協働を原則として防災の意識・知識・技能をもっていると認められた人をいいます。社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、平常時は地域の防災訓練などに参加し普及啓発を営むほか、災害時には住民の先頭に立ち、避難誘導などの活動を行っていただきます。

【対象者】※(1)～(3)を満たす方

- (1) 笠松町に住民登録があり、町税などに未納がない方
- (2) 防災士研修センターなど(防災士機構が認定した研修機関)が実施する講座を受講する方
- (3) 資格取得後、町などが実施する防災事業に協力していただける方

【助成額】講座受講料・防災士資格取得試験受験料・防災士資格認証登録料の1/2(限度額3万円)

【申請方法】交付申請書(役場総務課で配布、または町ホームページからダウンロードできます)に必要書類を添えて、総務課に提出してください。

【申請・問合先】総務課

毎月19日は食育の日

今月のテーマ「野菜」

8月31日は野菜の日です。
1日に必要な野菜の量は350g。1人分の目安は生野菜なら両手3杯分、温野菜なら片手3杯分です。
野菜をしっかり食べて、体の調子を整えましょう。



ぎふ食育キャラクター あかつべ

アイロンを使用したお仕事です
内職経験者大歓迎

単価20円～

内職者募集!!

エレガンス-e 羽島郡笠松町春日町26-1ビジネスビル3F
☎058-387-9305



住宅性能保証制度
登録店

住まいのバイオニア
総合建設請負業

安藤建設(株)

江川71
TEL 388-0077
FAX 387-1515